

〔質疑応答〕

障害児・者の発達保障の現代的課題と 発達支援をめぐって

吉岡

それでは再開したいと思います。限られた時間ですがせっかくの機会ですから、多様な視点から自由に討論していきたいと思えます。最初に、報告者のどなたに対してでも、また個別の質問でも共通の質問でも結構ですので、自由にお出し下さい。

上掛

福祉社会学部の上掛と申します。本日のテーマは、「障害児・者教育の今日的課題」ということなのですが、今日的という場合、日本では現在、非常に「マニュアル化」とか、それに基づく「標準化」が進められて、「効率」を非常に重視するような社会風潮が強まってきています。そのなかで、今日のお話をうかがっていて、一人一人の障害児・者の能力というものをどのように見ることができるのか、私自身は、これからの社会は多様性を尊重する豊かな社会になっていくのではないかという展望を持っているのですが、このような展望と、今日お話いただいた、「能力に応じてから必要に応じてへ」あるいは「能力と必要の両方を」という議論との関係、あるいはそこにおける「能力」の見方についてもう少し教えていただければと思うのですが。

吉岡

今日の討論の中心となるような質問でしたが、まず質問・論点をまとめようと思えます。

ほかにご質問はありませんか。

小沢

福祉社会学部の小沢でございます。まず、先ほどした質問の意図です。今日のテーマは「障害児・者教育の今日的課題」となっていますが、この3つの報告をつなげるテーマとして、これがふさわしいのかどうかについて、若干疑問を感じました。私なりに考えてみると、全体のテーマとしては、「障害児・者を支援するということについての今日的課題」という方がむしろ合っているのではないかと、感じました。教育と支援というとまた違うのかもしれませんが、3人の方すべてが「支援」とおっしゃっているので。このことにかかわって、最後の服部先生の報告の際に、「発達支援」という言葉が「発達障害」との関わりで出てきましたが、これまでわれわれは、「発達支援」とは言わずに、「発達保障」という言葉を使ってきました。「発達保障」という言葉自体が攻撃されるという出来事がありました。それでも発達を保障するという言葉や概念の重要性については、少なくとも渡部先生にしても服部先生にしても大事にしておられると私は理解しています。そういう状況の中で、「支援」という言葉で「保障」という言葉を言い直すことができるのかできないのかという問題を、「発達」をどう捉えるのかという問題をも含めて、しっかり押さえておくことが必要ではないかと考えまし

た。そこから、先ほどのような質問をさせていただいたわけです。上掛先生は「能力」とは何かという質問をされ、私は「支援」か「発達」かというように、かなり抽象的といえますか、一般的、概念的な話になってしまっているのですが…。

吉岡

それでは、とりあえず報告者の皆さんから一度コメントをいただきます。

渡部

ご質問の趣旨と比較して、今回の3人の発表内容の方が、構想が小さいのだと思います。教育の分野でなぜ「支援」という用語が出てきたかという点、教育学にはまず「指導」、つまり「教育指導」という概念がもともとあり、教師だとか、学者だとかいうような指導者となる専門職集団が存在しました。そのような構造に対する裏返し＝アンチのような関係として、「支援」という用語が出てきたと思います。それ以前から使われていた「保護」という用語は、専門家からは「守る」という意味でとてもポジティブに捉えられていましたが、一方でパターナリズムが強く、当事者の意思にも拘らず何かを施すというスタンスが色濃くつきまとっていました。こういう状況を避ける意味で、つまり当事者自身の判断とか、当事者の主観性とか主体性のようなものを尊重するという意味で、当事者主体でかつ柔らかい「支援」という言葉を使うようになったのだと考えます。ただし私の結論から言えば、「保障」には「支援」が当然含まれますし、「指導」にも「支援」が含まれているわけです。

次に質問にありました「必要論」についてです。福祉の分野でも経済学の分野でも、同

じような議論があると思いますが、ニーズの中には何層かあって、ある人を客観的に観察してこの人にはこのニーズがあるだろうと予測しても、当事者がそれを感じるか感じないかは実際にわからない。つまり、いわゆる「フェルト・ニード (感ずるニーズ)」というものがあるわけですね。そうすると、当事者主体と言っても、本人がニーズを感じていることを訴えなければ、それは支援しなくていいということになってしまいます。しかし「保障」の場合はそうではなくて、本人が自覚していないところも含めて、さらに当事者が本当にニーズを感じられるようなサポートも含めて、すなわち「エンパワーメント」への働きかけ活動も含めて、使われている言葉です。さらに「能力」の問題で言えば、ここでいう能力とは、潜在的な能力も含んでいます。これらを含んだ、そういう支援を含んだ意味での「保障」を問題にしています。

このような「保障」の運動や政策が具体的にどう打ち出せるか。これはわれわれ、地域学部が課題にしていることです。われわれは、「地域・学部」(地域にある学部)ではなくて、「地域学・部」(地域学を学び修める学部)を構想しています。鍵は「地域学」なのです。例えば先程報告があった、自立支援法のなかでは、生涯計画のデザインを各事業主体に出させることになっています。そして単純にそれを集めたものに基づいてやるから、落ち込んでいたり、あるいはないサービスがあったり、様々な問題が起きることになります。このような状況に対して、「地域学」とか「公共政策学」というような学問分野が、もう少しトータルに事業や政策をデザインして、全体としてのイメージを作っていくことが求められているのではないのでしょうか。

その際に求められてくるのが、「保障」と

いう概念であろうと考えます。やはり「支援」ということでだけでは、当事者が感じ取れないものなど、様々なものが放置されたままになってしまうのではないのでしょうか。

吉岡

ほかのお二人の方からはどうでしょうか。何かご発言はありますでしょうか。

石井

あまり言葉詰めで細かく考えながら仕事はしていないんですけども、10年位前までは、僕たちも、僕たちより前に仕事をしていた人たちから、田中昌人の発達保障論、子どもの発達と診断を言われて読んでいました。仕事をしながら利用者さんと接してきて、定型発達のプロセスでは対応できないことが多いことに気づきました。それは、渡部先生のおっしゃる多様性のところで、進路相談での知更相（知的障害者更生相談所）の発達診断などを見ると、皆さん概ねピークスキルでいったら3歳位、でも課題としては1歳半を超えているとか超えきっていないとかというのは出るんですけども、同じ発達段階でも違う。実態では、年齢とか育ちぶりとか、受けてきている教育の中身によって、ずいぶんと違うのですね。

このような意味では、私たちの施設の利用者は百人百様で、私たちはその人たちを受け止めながら、どういう生活をしていくのか、どういう生活を実現していくのかということを考えています。発達そのものよりもむしろコミュニケーションとか、周りの人とどう折り合いをつけていけるかとか、そういうところが施設の仕事というか、実践現場での課題になってきているのかなと、思っています。とりわけ、近年、ここ3年くらい、養護学校、

特別支援学校を出てこられる方の実状をみると、かなり個別化が進んできていますし、また学校では、かなり厚い援助がなされているようです。「援助する人が一人いたらどんなことでも出来るよ」と言われて卒業されてこられるのですが、逆に言ったら一人ついていないと、あまりいろんなことが出来ないという弱さを持っている場合もあります。利用者の集団で支え合っとうまく行くようになる人もおられれば、一人でも対応していける力をつけてきている人もいらっしゃいます。本当に多様化が進んでいると思います。「発達段階的にはこうだから」という形では機械的にくくれないというのか、力としては同じ1歳半くらいの力なのですが、15年前に養護学校を卒業した人と最近卒業した人とを比べた場合、大人の世界というか成人の施設の世界で見ると、見える像はきわめて大きく異なります。一言ではうまく言えませんが、大きく多様化してきている現状のなか、一生懸命にそれぞれに対応しようとして努力している。そしてその中で、福祉社会の実現とどう折り合いをつけていけるか、そういうところが課題になっていると感じます。

吉岡

次第に上掛先生の質問の方に議論が移ってきましたが、小沢先生の質問について、服部先生なにかご発言はございますか。

服部

小沢先生自身も、「支援」と「保障」を一緒だとは考えていらっしゃらないと思うのですが、発達障害者支援法という法律の中で、発達という言葉が使われたり、あるいはそれこそ学習指導要領において、一時期、「指導」という言葉がとても嫌われて、「見守り」と

か「援助」という言葉にすりかえられた経緯がありました。そういう意味で、「発達保障」という概念は、ひとつの理念になりえますけれども、「支援」という概念は、例えば「発達支援」という形で具体的な行動にはなり得ますが、発達支援を目指すとか発達支援を目指した社会づくりという表現ができないように、理念として言い換えはできません。もちろん私自身、発達保障という言葉と支援とを同様のものとして使うことはありません。本日の発表の中では、「支援」を発達障害者支援法の中で使われている意味において、つまり早期発見と早期待遇という意味に限定して、報告させていただきました。

吉岡

それでは次に、上掛先生の質問の方に行きたいのですが、実は本日のフォーラムの内容にかかわって、指定討論者あるいは質問者をお願いしています。宮嶋先生、どんな観点からでも結構ですのでコメントをお願いします。

宮嶋

さきほどの小沢先生の質問は、とても重要なものであったと思います。3つの報告から「支援」という言葉が、様々な場面で使われてきていることを改めて認識しました。今、服部先生が言われたように、教育でもこの間、新学力観という概念が登場し、もう「指導」はやめようということになり、都道府県教育委員会の講習でももっぱら「支援」が強調されるという時期がありました。現在は、そういうことはなくなっているようですが。

また渡部先生の報告の中でも、特別ニーズから最近の特別支援学級まで、「支援」という言葉が使われており、私の個人的な受け止

め方かも知れませんが、最近の傾向として当事者主体という言葉が、非常に強調されてきています。これは世界的な傾向であり、日本社会の傾向でもあります。そのような当事者主体、当事者の意思や当事者の欲求、要求を第一にしようという風潮の中で、石井先生の報告にありましたように、措置から契約へと福祉政策の大きな転換がありました。つまり従来のように行政が上から措置するのは当事者を尊重することにならない。そこで、あくまでも当事者を中心にして「支援」という流れになってきています。私はこの考え方、今日の風潮の積極面はよく理解できます。従来ややもすれば行政やらあるいは専門家が一方的に決め付けて、いささか当事者の気持ちとはずれた形で、結局は当事者を軽視してきたという経過があると思います。その反省として、あくまで当事者が中心だという考え方には、大いに積極性を感じます。しかし、他方でこの流れのなかに、問題性も非常に強く感じます。つまりそうすることによって、いわば公的責任やら行政責任やらを、結果的には軽視してしまうことになるのではないかと、このことの怖さを十分に認識する必要があるのではないかと。これは大事な問題だとも思います。当事者主体というのは大切な原理なのですが、他方で、そのことによって、公的な責任やら公的な力が、一人一人の教育や生活の保障に対して曖昧になっていくという問題があると思います。石井先生の報告からは、このような状況の中で、深刻な矛盾が現れてきているように感じました。

渡部

発達について少し補足させてもらいます。今回の3日間の集中講義でも、私のテーマの一つがそれでした。われわれの年代の発達保

障論というのは、教育基本法の英文に左右された部分もあるのです。つまり、full development、全面発達なのです。security of full development、この語を、私は1993年に発達権の解説を書いた時に、ドイツの憲法と比較してみたのです。するとこれにあたる言葉は、「自由な」なのです。つまり、free development of personality、自由な人格発達をする権利をドイツ基本法では保障する、となっているんですね。ですから今回受講生の皆さんには、私たちの年代はfull developmentという考え方で、しかも社会権からアプローチしたと説明したのです。しかし私は今日的には、security of full and free development、「全面的で自由な発達保障」と表現すべきであると考えています。つまり全面的なところに行く条件をわれわれは保障するけれども、個々人が全面的になるか片面的になるかはあなたの自由で選択であり、どこを伸ばすかというのはあなたの自由なのですよ、ということになると思うのです。これまでの社会権からのアプローチのコアの部分に自由権を入れた、あるいは自由権的な解釈の上に社会権的なオブラートを加え、さらに近年では連帯権と呼ばれる、国家を超えた世界レベルのところの、博愛とか連帯という概念を加えた、発達保障論というものを打ち出していく必要があると思うんですね。

以前の発達保障論には、同じ筋道を経てとか、完全で完璧な人格というものを想定してそこをめざす、というようにいささか堅苦しさがあったと思います。そのあたりのところを現代的に自由論というものもベースにしながら、再提起していくことが必要ではないでしょうか。そうするともっと多くの人に受け入れられて、それ自身に対する抵抗とか違和感がなくなって、より広く受け入れられるよ

うになるのではないのでしょうか。

吉岡

今の渡部先生のお話は、先ほどの上掛先生の、「能力」をどう見るのかという質問に対する一つのご回答だったと思いますが、この質問についてはさらにご発言はありませんでしょうか。今日、新自由主義の中でefficiency、つまり効率ばかり強調されて、この能力そのものをどう見るのか、についての議論が弱まっているのではないかと。特にintegrationとかinclusionというのが話題になっていますが、一人一人の能力が開花した社会というのは、どのようにして実現できるのか。こういうような流れのなかで、能力観をめぐる最近の動向はどうか、というような質問だったと思うのですが…。もちろんそれに係わらなくても結構です。どうでしょうか。渡部先生にお伺いしたいのですが、さらに一歩進んで、このfull and free developmentというのは、どういう筋道で実現していくことになるのでしょうか。そのことについては、どのような議論になってくるのでしょうか。

渡部

まず、能力ということから考えるとしてみます。能力は社会的に共有される（しうる）性質のものであるという見方も将来的には可能ですが、資本主義社会・日本における現時点では、個人に専属するもの、個人の所有物＝属性というふうな捉え方が一般的です。その際、「能力は先天的ないし遺伝的なもの」という理解に対して、後天性や環境の問題が指摘され、ずっと語られてきていると思うのです。つまり、生まれた後での教育・保育・療育などの保障、能力発達への積極的な介入が重要になってきます。環境をどう整えるか、

ケアをどのように保障するかということで、能力自体も変容するという事です。

次に障害についてみれば、ICIDH (WHO、1980、国際障害分類) により、私たちは障害を「機能障害 impairment—能力障害 disability—社会的不利 handicap」という3層構造で捉える視点を手に入れました。「機能障害」は高等動物である人間には不可避なものです(例えば植物や単細胞動物に「障害」があるとは言いません)。現在の医学や科学・技術の水準において impairment をなくすことはできないとしても、早期ケアの保障、自助具・補助具の開発、ニーズに応じた様々な支援の提供、社会保障制度の充実などによって「能力障害」や「社会的不利」を少なくしたり、なくすことができます。一次障害を2次・3次の障害につなげることを防ぐことができるのです。ICIDHをさらに改訂したICF (WHO、2001、国際生活機能分類) は、障害を個人の属性とみるのではなく、「医療・社会総合モデル」とか「人間と環境との相互作用モデル」と言われるように、「個人と環境の相互作用の中で生じる困難 (difficulties)」の問題を解消しようとする見方に踏み込んでいます。困難を生じさせている環境の方を積極的に変えることによって、障害自体はあっても困難は少なくできる、またはなくせるという考え方です。用語でも、「①個性のない集合名刺としての『障害者』 the disabled → ②個性のある個人がまず先にありその属性の一つとしての障害を持っているというイメージの『障害をもつ人』 a person with disability → ③属性としてではなく環境との相互作用の中で困難な状況に今はあるというイメージの『障害のある人』 a person in difficulties」のように変容しているし、使い分けることができます。

以上をまとめれば、「積極的に環境を整える・変える」という「変革的な保障論」でないとだめだと思うのですね。つまり、その個人・当事者が望めば「full development 完全な発達」に向かいうる条件は保障しますよ。しかし、その条件保障の中で追求されるのは「free development 自由な発達」なのですよ、という社会の在り方です。個々人の多様な生き方、様々な人生観・価値観を認めた「寛容で懐の深い保障論」です。そういう意味では、子どもや障害のある人、認知機能を低下させた高齢者が、失敗をするという権利も認めるおおらかな雰囲気・風土も大切ですね。

「発達保障」における、多様性を認めた上での共通性保障、逆に、共通性システムの中での多様性保障、ということかもしれません。

吉岡

服部先生のご報告にありましたように、子どもの権利条約の中にもある自由な自己決定、それをどのように保障するかというのは共通の課題になってきていると思いますね。

それでは時間になってしまいました。最後になりましたけれども学部長から挨拶をお願いします。

小沢

渡部先生、石井先生、服部先生ありがとうございました。今日のテーマはさきほど指摘しましたように、少し不十分な点もあったかも知れませんが、全体として共通した問題意識で進められたのではないかと思います。福祉社会フォーラムというのは、最初に吉岡先生から指摘がありましたが、ここ3年ほど集中講義に来ていただいた先生を交えた多方面、多角的な検討の場として設定させていた

だいておりました、教育学の渡部先生に来て
いただいて、教育学にこだわらずにやってい
ただきました。本学部は福祉社会という学を
6領域から成り立たせています。これからも
福祉社会学を発信し続ける気持ちであります
ので、これからもお付き合いをよろしくお願
いしたいと思います。ありがとうございました。

吉岡

渡部先生、服部先生、石井先生どうもあり
がとうございました。

(文責：吉岡真佐樹。なお、報告内容の原稿化および
校正にあたっては、本学福祉社会学研究科・狗巻修
司、小浦渚、平野彩、川村恵、前田祐美、瀧本知加、
の協力を得た。)